

令和2年4月23日

事業者の皆様へ

仙台市長 郡 和子

### 保育所等及び児童クラブを利用する児童を持つ従業員への配慮について（依頼）

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、これまで本市では、保育所等及び児童クラブを利用する保護者の皆様へ、家庭で保育が可能な場合の協力や児童クラブの利用をできるだけ控えていただくことについて、お願いしてまいりました。

さらに、全国に緊急事態宣言が発出されたことも踏まえ、本日付で、あらためてご家庭へ保育所等への登園や児童クラブの利用自粛を要請させていただいたところです。

つきましては、事業者の皆様にご理解と御協力をお願いいたします。

本市の保育所等及び児童クラブを利用されている保護者の皆様には、仕事を休んでご家庭でのお子さんの保育が可能な場合は、利用を自粛するよう要請しておりますので、事業者の皆様におかれましては、**保育所等及び児童クラブを利用する保護者である従業員の皆様**が、**在宅勤務や自宅待機など、この要請に沿った行動ができるよう、特段の配慮**をお願いします。

なお、この利用自粛要請により、子どもの世話をを行うことが必要になった労働者に対し、有給の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた場合は、厚生労働省の「**新型コロナウイルス感染症による小学校等休業対応助成金**」制度の活用が可能です。

支給要件や申請等の手続については、次のコールセンターにお問い合わせください。

#### 【学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター】

0120-60-3999（9:00～21:00）

#### 【厚生労働省のホームページ】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html)

#### 【担当】

- 1 保育所等の登園自粛要請に関すること  
子供未来局認定給付課（電話 022-214-8655）
- 2 児童クラブの利用自粛要請に関すること  
子供未来局児童クラブ事業推進課（電話 022-214-8176）